

様式第 1 号（第 2 条関係）

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者氏名 \_\_\_\_\_

次の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付事業の対象講座の指定を申請します。

|                                                     |                                           |      |                |
|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------|------|----------------|
| (フリガナ)                                              |                                           | 生年月日 | 年 月 日生<br>( 歳) |
| 氏 名                                                 |                                           |      |                |
| 住 所                                                 | (〒 ー )<br>大和高田市                           | 電話番号 | ( )<br>ー       |
| 教育訓練施設の名称                                           |                                           |      |                |
| 教育訓練講座の名称                                           |                                           |      |                |
| 教 育 訓 練 の 期 間                                       | 年 月 日 ～ 年 月 日                             |      |                |
| 所 要 費 用 （ 予 定 ）                                     | 入学料 円、 受講料 円 合計額 円                        |      |                |
| 公 共 職 業 安 定 所 の<br>教 育 訓 練 給 付 金<br>受 給 資 格 等 の 有 無 | 受講開始日現在において<br>雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が ある・ない |      |                |
| 過 去 の 受 給 の 有 無                                     | 過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある・ない               |      |                |
| 備 考                                                 |                                           |      |                |

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）です。
- 2 支給の額は、次のとおりです。
  - (1) 雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練、特定一般教育訓練又は専門実践教育訓練を受講する場合 入学料及び受講料の合計額の6割相当額（ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は200,000円とし、雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、限度額は修学年数に400,000円を乗じて得た額（この場合において、1,600,000円を超えるときは、1,600,000円）とします。）
  - (2) 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講し、受講を修了した日の翌日から起算して1年以内に資格を取得し、かつ、受講を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した場合 入学料及び受講料の合計額の8割5分相当額（ただし、限度額は修学年数に600,000円を乗じて得た額（この場合において、2,400,000円を超えるときは、2,400,000円）とします。）
  - (3) 雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けた者が自立支援教育訓練給付金の支給について申請する場合 その者が雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の受給資格がないものとした場合に支給される自立支援教育訓練給付金の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認した内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、市にその旨を報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、改めて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類を付けて支給申請を行う必要があります。